

第66回全国労働衛生週間を迎えて

自主的労働衛生管理活動の活性化を

名古屋北労働基準監督署長 鈴木章之



が重要です。

会員の皆様におかれましては、平素、労働衛生対策の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

働く方々の健康の保持増進、快適な職場環境の形成は喫緊の重要課題であり、安心して安全、健康に働くことのできる職場づくりに向けての取組が急務となっています。職場における労働衛生対策を進めるためには、自主的労働衛生管理活動を活性化させ、作業環境管理、作業管理、健康管理を総合的に推進すること

第12次労働災害防止推進計画では、化学物質等による健康障害防止対策、過重労働対策、石綿ばく露防止対策等を重点とする健康確保・職業性疾病対策として位置付け、取組を鋭意進めているところでありますが、業務上疾病の発生は減少傾向にある一方で、化学物質や過重労働による重大な健康障害が発生するなど労働者を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。

こうした中で、本年度も10月1日から7日までの間、**「職場発！心と体の健康チェック はじまる広がる 健康職場」**をスローガンに全国労働衛生週間が実施されます。

愛知県における昨年の業務上疾病の被災者は312人で、対前年比で3・1%の減少となり、そのうち腰痛によるものが7割を占めています。

また、定期健康診断の結果では有所見率が依然として50%を超えるところに、特に、脳・心臓疾患につながる血中脂質等の有所見率が高いことなどが指摘されています。定期健康診断及びその結果に基づく事後措置の実施に加え、継続的な運動指導の実施等健康管理の積極的な推進が必要ですし、健康障害を防止するという観点のみならず、労働者の全期間を通じて継続的かつ計画的に心身両面にわたる積極的な健康保持増進を目指す必要があります。

さらに、管内をはじめ県内企業においては化学物質の取扱量が非常に多く、健康確保、職業性疾病予防対策の徹底が強く求められています。管理体制の確立、労働衛生教育の効果的な実施はもとより、設備の密閉化等有害物へのばく露防止が重要かつ基本的な対策ですが、化学物質に関する安全データシートを通じて得た危険有害性情報に基づくリスクアセスメントの実施等（平成28年6月からリスクアセスメントの実施が義務となります）も十全になされなければなりません。

併せて、メンタルヘルス不調を理由に休業する労働者が増加傾向にあり、業務による心理的負荷を原因としてうつ病等精神

障害を発症したとする労災補償請求は高位で推移しています。管理監督者、産業保健スタッフ等が労働者の心の不調に早期に気づき、適切な対処を行うとともに、職場環境の改善につなげることでより、健康が確保される職場を実現するためのメンタルヘルス対策の一層の取組も重要な課題となっています。

このような状況に対応するべく、改正労働安全衛生法が昨年6月に公布され、業務上疾病の発生を未然に防止するための仕組みの充実が図られました。12月にはストレスチェックの実施が義務化されるなど順次施行されています。

本週間に契機に、職場での自主的な労働衛生管理活動を促進し、労働衛生水準のさらなる向上に向けて積極的かつ確実な取組をお願いします。